

第 10 編 用地調査等

目 次

第 1 章 総 則

第 1 条 趣旨等	用－ 1
第 2 条 用語の定義	用－ 1
第 3 条 基本的処理方針	用－ 2
第 4 条 調査職員	用－ 3
第 5 条 管理技術者	用－ 3
第 6 条 照査技術者	用－ 3
第 7 条 業務従事者及び担当技術者	用－ 4
第 8 条 再委託	用－ 4
第 9 条 用地調査等業務の区分	用－ 4

第 2 章 用地調査等の基本的処理方法

第 1 節 用地調査等業務の実施手続

第 10 条 施工上の義務及び心得	用－ 9
第 11 条 業務の着手	用－ 9
第 12 条 書類提出	用－ 9
第 13 条 打合せ等	用－ 9
第 14 条 現地踏査	用－ 9
第 15 条 業務計画の策定	用－ 1 0
第 16 条 調査職員の指示等	用－ 1 0
第 17 条 貸与品等	用－ 1 0
第 18 条 立入り及び立会い	用－ 1 0
第 19 条 障害物の伐除	用－ 1 0
第 20 条 身分証明書の携帯	用－ 1 1
第 21 条 算定資料	用－ 1 1
第 22 条 調査職員への進捗状況の報告	用－ 1 1
第 23 条 成果物の一部提出等	用－ 1 1
第 24 条 成果物	用－ 1 1
第 25 条 検 査	用－ 1 2

第 26 条	修 補	-----	用－ 1 2
第 27 条	条件変更等	-----	用－ 1 2
第 28 条	成果物の点検・調整確認対象業務の対応	-----	用－ 1 2
第 29 条	守秘義務	-----	用－ 1 2
第 30 条	個人情報の取扱い	-----	用－ 1 2
第 31 条	安全等の確保	-----	用－ 1 2
第 32 条	行政情報流出防止対策の強化	-----	用－ 1 3
第 33 条	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	-----	用－ 1 3
第 2 節 数量等の処理			
第 34 条	建物等の計測	-----	用－ 1 3
第 35 条	図面等に表示する数値及び面積計算	-----	用－ 1 3
第 36 条	計算数値の取扱い	-----	用－ 1 4
第 37 条	木造建物建築直接工事費計算書に計上する数値	-----	用－ 1 4
第 38 条	移転料の端数処理	-----	用－ 1 4
第 3 章 権利調査			
第 1 節 調 査			
第 39 条	権利調査	-----	用－ 1 5
第 40 条	地図の転写	-----	用－ 1 5
第 41 条	土地の登記記録の調査	-----	用－ 1 5
第 42 条	建物の登記記録の調査	-----	用－ 1 5
第 43 条	権利者の確認調査	-----	用－ 1 6
第 44 条	墓地管理者等の調査	-----	用－ 1 6
第 45 条	土地利用履歴等の調査	-----	用－ 1 6
第 2 節 調査書等の作成			
第 46 条	転写連続地図の作成	-----	用－ 1 7
第 47 条	調査書の作成	-----	用－ 1 7
第 4 章 土地評価			
第 48 条	土地評価	-----	用－ 1 7
第 49 条	土地評価の基準	-----	用－ 1 7
第 50 条	現地踏査及び資料作成	-----	用－ 1 7
第 51 条	標準地の選定及び標準地調査書の作成	-----	用－ 1 9
第 52 条	標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成	-----	用－ 1 9
第 53 条	残地等に関する損失の補償額の算定	-----	用－ 1 9
第 5 章 建物等の調査			

第1節 調 査

第54条	建物等の調査	用－19
第55条	建物等の配置等	用－19
第56条	法令適合性の調査	用－19
第57条	木造建物	用－20
第58条	木造特殊建物	用－20
第59条	非木造建物	用－20
第60条	機械設備	用－20
第61条	生産設備	用－21
第62条	附帯工作物	用－21
第63条	庭 園	用－21
第64条	墳 墓	用－21
第65条	立竹木	用－21

第2節 調査書等の作成

第66条	建物等の配置図の作成	用－22
第67条	法令に基づく施設改善	用－22
第68条	木造建物	用－22
第69条	木造特殊建物	用－23
第70条	非木造建物	用－23
第71条	機械設備	用－23
第72条	生産設備	用－23
第73条	附帯工作物	用－24
第74条	庭 園	用－24
第75条	墳 墓	用－24
第76条	立竹木	用－24

第3節 算 定

第77条	移転先の検討	用－24
第78条	法令に基づく施設改善費用の運用益損失額の算定	用－25
第79条	木造建物	用－25
第80条	木造特殊建物	用－25
第81条	非木造建物	用－25
第82条	照応建物の詳細設計	用－26
第83条	機械設備	用－26
第84条	生産設備	用－26

第 85 条 附帯工作物	-----	用－ 2 6
第 86 条 庭 園	-----	用－ 2 6
第 87 条 墳 墓	-----	用－ 2 6
第 88 条 立竹木	-----	用－ 2 6
第 6 章 営業その他の調査		
第 1 節 調 査		
第 89 条 営業その他の調査	-----	用－ 2 7
第 90 条 営業に関する調査	-----	用－ 2 7
第 91 条 居住者等に関する調査	-----	用－ 2 7
第 92 条 動産に関する調査	-----	用－ 2 7
第 2 節 調査書の作成		
第 93 条 調査書の作成	-----	用－ 2 7
第 3 節 算 定		
第 94 条 補償額の算定	-----	用－ 2 8
第 7 章 消費税等調査		
第 95 条 消費税等に関する調査等	-----	用－ 2 8
第 96 条 調 査	-----	用－ 2 8
第 97 条 補償の要否の判定等	-----	用－ 2 9
第 8 章 予備調査		
第 1 節 調 査		
第 98 条 予備調査	-----	用－ 2 9
第 99 条 企業内容等の調査	-----	用－ 3 0
第 100 条 敷地使用実態の調査	-----	用－ 3 0
第 101 条 建物調査	-----	用－ 3 0
第 102 条 機械設備等調査	-----	用－ 3 1
第 2 節 調査書等の作成		
第 103 条 企業概要書	-----	用－ 3 1
第 104 条 配置図	-----	用－ 3 1
第 105 条 建物、機械設備等の図面作成	-----	用－ 3 1
第 106 条 移転計画案の作成	-----	用－ 3 1
第 3 節 算 定		
第 107 条 補償概算額の算定	-----	用－ 3 2
第 9 章 移転工法案の検討		
第 1 節 調 査		

第 108 条	移転工法案の検討	用－ 3 2
第 109 条	企業内容等の調査	用－ 3 2
第 110 条	敷地使用実態の調査	用－ 3 3
第 2 節 調査書等の作成		
第 111 条	企業概要書	用－ 3 3
第 111 条の 2	配置図	用－ 3 4
第 112 条	移転工法案の作成	用－ 3 4
第 113 条	補償額の比較	用－ 3 4
第 10 章 再算定業務		
第 114 条	再算定業務	用－ 3 5
第 115 条	再算定の方法	用－ 3 5
第 11 章 補償説明		
第 116 条	補償説明	用－ 3 5
第 117 条	概況ヒアリング等	用－ 3 5
第 118 条	説明資料の作成等	用－ 3 5
第 119 条	権利者に対する説明	用－ 3 6
第 120 条	記録簿の作成	用－ 3 6
第 121 条	説明後の措置	用－ 3 6
第 12 章 事業認定申請図書等の作成		
第 122 条	事業認定申請図書等の作成	用－ 3 6
第 123 条	事業認定申請図書の作成	用－ 3 6
第 124 条	事業計画の説明	用－ 3 7
第 125 条	現地踏査	用－ 3 7
第 126 条	起業地の範囲の検討	用－ 3 7
第 127 条	事業認定申請図書の作成方法	用－ 3 7
第 128 条	相談用資料の作成方法	用－ 3 7
第 129 条	相談用資料の添付図面の作成方法提出	用－ 3 8
第 130 条	申請図書の作成	用－ 3 8
第 131 条	裁決申請図書の作成	用－ 3 8
第 132 条	裁決申請図書の作成方法	用－ 3 8
第 133 条	明渡裁決申立図書の作成	用－ 3 9
第 134 条	明渡裁決申立図書の作成方法	用－ 3 9
第 13 章 地盤変動影響調査等		
第 1 節 調 査		

第 135 条	地盤変動影響調査	-----	用－ 3 9
第 136 条	調 査	-----	用－ 3 9
第 137 条	水準測量	-----	用－ 3 9
第 138 条	費用負担の要否の検討	-----	用－ 4 0
第 2 節 算 定			
第 139 条	費用負担額の算定	-----	用－ 4 0
第 3 節 費用負担の説明			
第 140 条	費用負担の説明	-----	用－ 4 0
第 141 条	概況ヒアリング等	-----	用－ 4 0
第 142 条	説明資料の作成等	-----	用－ 4 1
第 143 条	権利者に対する説明	-----	用－ 4 1
第 144 条	記録簿の作成	-----	用－ 4 1
第 145 条	説明後の措置	-----	用－ 4 1
第 1 4 章 写真台帳の作成			
第 146 条	写真台帳の作成	-----	用－ 4 2
第 1 5 章 物件調書の作成			
第 147 条	物件調書の作成	-----	用－ 4 2
用地調査等共通仕様書様式等		-----	用－ 4 3

第 1 章 総 則

（趣旨等）

- 第 1 条 この仕様書は、国土交通省北海道開発局の所掌する国の直轄事業に必要な土地等の取得等に伴う調査、補償金額の算定等業務（以下「用地調査等業務」という。）を請負に付す場合の業務内容その他の必要な事項を定め、もって業務の適正な執行を確保するものとする。
- 2 業務の発注に当たり、当該業務の実施上この仕様書により難しいとき又はこの仕様書に定めのない事項については、発注者が別途定める特記仕様書によるものとし、適用に当たっては特記仕様書を優先するものとする。
- 3 用地補償総合技術業務、用地調査点検等技術業務及び用地アセスメント調査等業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。

（用語の定義）

- 第 2 条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。
- 一 「発注者」とは、第 1 編共通第 1102 条第 1 項に規定する者をいう。
 - 二 「受注者」とは、第 1 編共通第 1102 条第 2 項に規定する者をいう。
 - 三 「調査職員」とは、第 1 編共通第 1102 条第 3 項に規定する者をいう。
 - 四 「総括調査員」とは、第 1 編共通第 1102 条第 4 項に規定する者をいう。
 - 五 「主任調査員」とは、第 1 編共通第 1102 条第 5 項に規定する者をいう。
 - 六 「調査員」とは、第 1 編共通第 1102 条第 6 項に規定する者をいう。
 - 七 「検査職員」とは、者をいう。
 - 八 「管理技術者」とは、第 1 編共通第 1102 条第 8 項に規定する者をいう。
 - 九 「照査技術者」とは、第 1 編共通第 1102 条第 9 項に規定する者をいう。
 - 十 「担当技術者」とは、第 1 編共通第 1102 条第 10 項に規定する者をいい、「業務従事者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、第 7 条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
 - 十一 「契約書」とは、第 1 編共通第 1102 条第 13 項に規定する契約書をいう。
 - 十二 「設計図書」とは、第 1 編共通第 1102 条第 14 項に規定する書面等をいう。
 - 十三 「図面」とは、第 1 編共通第 1102 条第 21 項に規定する図面等をいう。
 - 十四 「数量総括表」とは、用地調査等業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
 - 十五 「現場説明書」とは、第 1 編共通第 1102 条第 19 項に規定する書類をいう。
 - 十六 「質問回答書」とは、第 1 編共通第 1102 条第 20 項に規定する書面をいう。
 - 十七 「指示」とは、第 1 編共通第 1102 条第 22 項に規定することをいう。
 - 十八 「通知」とは、第 1 編共通第 1102 条第 24 項に規定することをいう。
 - 十九 「報告」とは、第 1 編共通第 1102 条第 25 項に規定することをいう。
 - 二十 「承諾」とは、第 1 編共通第 1102 条第 27 項に規定することをいう。

- 二十一 「協議」とは、第 1 編共通第 1102 条第 30 項に規定することをいう。
- 二十二 「照査」とは、第 1 編共通第 1102 条第 34 項に規定する、受注者が、用地調査等業務の実施により作成する各種図面等や数量計算等の確認並びに算定書等の検算並びに基準・運用方針への適合性及び補償の妥当性等について検証することをいう。
- 二十三 「検査」とは、第 1 編共通第 1102 条第 35 項に規定することをいう。
- 二十四 「修補」とは、第 1 編共通第 1102 条第 37 項に規定することをいう。
- 二十五 「協力者」とは、第 1 編共通第 1102 条第 38 項に規定することをいう。
- 二十六 「調査区域」とは、用地調査等業務を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。
- 二十七 「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。
- 二十八 「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所〔調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局（支局、出張所を含む。）〕等での調査をいう。
- 二十九 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、補償額等算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。
- 三十 「国交省基準」とは、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準（平成 13 年 1 月 6 日国土交通省訓令第 76 号）をいう。
- 三十一 「国交省基準の運用方針」とは、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針（平成 15 年 8 月 5 日付け国総国調第 57 号国土交通事務次官通知）をいう。
- 三十二 「土地改良要綱」とは、土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱（昭和 38 年 3 月 23 日 38 農地第 251 号農林省農地局長通知）をいう。
- 三十三 「土地改良要綱の運用方針」とは、土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱の運用方針（昭和 46 年 1 月 11 日 45 農地 D 第 994 号農林省農地局長通知）をいう。
- 三十四 「成果物の点検・調整確認」とは、用地調査点検等技術業務共通仕様書第 32 条に規定する作業をいう。

（基本的処理方針）

- 第 3 条 受注者は、用地調査等業務を実施する場合（次項に掲げる場合を除く。）において、この仕様書、国交省基準、国交省基準の運用方針又は土地改良要綱、土地改良要綱の運用方針等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならない。
- 2 受注者は、国土交通省の直轄の公共事業に係る工事ないし公共施設の設置により生じた地盤変動、水枯渇等、工事騒音、日陰及びテレビジョン電波受信障害による損害等に関する調査、費用負担額の算定又は費用負担の説明を実施する場合には、この仕様書、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領（昭和 61 年 4 月 1 日付け建設省経整発第 22 号建設事務次官通知）及びその他の事業損失に関する事務処理要領等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に

業務を処理しなければならない。

（調査職員）

第4条 調査職員は、契約書第8条第2項に規定した指示、承諾、協議等（以下「指示等」という。）の職務の実施に当たり、その権限を行使するときは、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合で調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお、調査職員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。

（管理技術者）

第5条 受注者は、用地調査等業務における管理技術者を定め、契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。）を含む。）以内に発注者に通知しなければならない。

2 管理技術者は、業務の履行に当たり、この用地調査等業務の主たる業務に関し、7年以上の実務経験を有する者、若しくはこの用地調査等業務の主たる業務に関する補償業務管理士（一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）の資格を有する者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可。）でなければならない。

3 受注者が管理技術者に委任できる権限は契約書第9条第2項に規定した事項であるが、契約書第9条第3項に基づく通知がない場合は、発注者及び調査職員は、管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。

4 管理技術者は、第3章から第15章に定める業務がすべて完了したときは、各成果物について十分な検証（受注者が請負に係る業務の成果物の瑕疵を防止するため、当該成果物を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果物が完成しているかについて点検及び修正することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。

なお、第24条に定める成果物の表紙の裏面に管理技術者の資格及び氏名の記載を行うものとする。

5 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。

6 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

（照査技術者）

第6条 受注者は、発注者が別に定める場合を除き、原則として用地調査等業務における照査技術者を定め、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に発注者に通知しなければならない。

2 受注者は、照査技術者を定めた場合においては、前条第4項に規定する点検及び修正が完了した後に、照査技術者による照査を実施しなければならない。

- 3 照査技術者は、発注者が「管理技術者」と同等の知識及び能力を有する者と認めた者でなければならない。
- 4 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- 5 照査技術者は、照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において記名の上、管理技術者に提出するものとする。
- 6 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

（業務従事者及び担当技術者）

- 第7条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たり、業務従事者（補助者を除く。）として、十分な知識と能力を有する者を充てなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める業務従事者のうち担当技術者を定める場合は、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に担当技術者通知書（様式第17号の1）及び担当技術者経歴書（様式第17号の2）により発注者に通知しなければならない。
- なお、担当技術者が複数にわたる場合及び受注者が設計共同体である場合は、第1編共通第1109条第1項に規定する人数とする。
- 3 担当技術者は、照査技術者を兼ねることができない。

（再委託）

- 第8条 第1編共通第1128条第1項第1号に規定する「総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断」とは、用地調査等業務における総合的企画、業務遂行管理、調査・補償額算定等の手法の決定及び技術的判断をいう。

（用地調査等業務の区分）

- 第9条 この仕様書によって履行する用地調査等業務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。
- 一 建物は、表1により木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕、木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分する（第13章 地盤変動影響調査等を実施する場合を除く。）。

表1 建物区分

区 分	判 断 基 準
木 造 建 物 〔 Ⅰ 〕	以下のいずれかに該当する建物 ・土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物 ・主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている専用住宅の平家建又は2

	階建の建物
木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で、主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物
木造建物〔Ⅲ〕	木造建物〔Ⅰ〕及び木造建物〔Ⅱ〕以外の建物
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくはコンクリートブロック造の建物又は鉄鋼系プレハブ工法（軽量鉄骨造）により建築されている専用住宅若しくは共同住宅の建物
非木造建物〔Ⅱ〕	非木造建物〔Ⅰ〕以外の建物（石造、レンガ造等の建物又は鉄鋼系プレハブ工法（重量鉄骨造）、コンクリート系プレハブ工法等により建築されている建物）

（注）建築設備及び建物附随工作物（テラス、ベランダ等建物と一体として施工され、建物の効用に寄与しているもの）は、建物の調査に含めて行うものとし、この場合の「建築設備」とは、建物と一体となって、建物の効用を全うするために設けられている、又は、建物の構造と密接不可分な関係にあるおおむね次に掲げるものをいう。

- (1) 電気設備（電灯設備、動力設備、受・変電設備（キュービクル式受変電設備を除く。）、太陽光発電設備（建材型）等）
- (2) 通信・情報設備（電話設備、電気時計・放送設備、インターホン設備、警備設備、表示設備、テレビジョン共同受信設備等）
- (3) ガス設備
- (4) 給・排水、衛生設備
- (5) 空調（冷暖房・換気）設備
- (6) 消火設備（火災報知器、スプリンクラー等）
- (7) 排煙設備
- (8) 汚物処理設備
- (9) 煙突
- (10) 運搬設備（昇降機、エスカレーター等。ただし工場、倉庫等の搬送設備を除く。）
- (11) 避雷針

ただし、借家人等の建物所有者と異なる者の所有であり、かつ、安易に取り外しが行えるような場合は、この限りではない。

二 工作物は、表 2 により機械設備、生産設備、附帯工作物、庭園及び墳墓に区分する。

表 2 工作物区分

区 分	判 断 基 準
機 械 設 備	原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等をいい、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む。
生 産 設 備	当該設備が製品等の製造等に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備で次に例示するもの等をいう。ただし、建物として取扱うことが相当と認められるものを除く。 A 製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池(場)(ポンプ配水設備を含む。)、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育又は調教施設等 B 営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設(上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む。)、自動車練習場のコース、遊園地(公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む。)、釣り堀、貯木場等 C 製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池(調整池及び沈澱池を含む。)、駐車場、運動場等の厚生施設等 D 上記 A から C までに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、飼料用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等
附 帯 工 作 物	表 1 の建物(注に掲げる設備、工作物を含む。)及び表 2 の他の区分に属するもの以外のすべてのものをいい、主として次に例示するものをいう。 門、囲障、コンクリート叩き、アスファルト舗装通路、敷石、敷地内排水設備、給・排水設備、ガス設備、物干台(柱)、池等
庭 園	立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいう。
墳 墓	墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋葬する施設をいい、これに附随する工作物及び立竹木を含

	む。
--	----

三 立竹木は、表3により庭木等、用材林、薪炭林、収獲樹、竹林、苗木（植木畑）及びその他の立木に区分する。

表3 立竹木区分

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。 A 観 賞 樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び 広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。 ① 高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。 ② 株 物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなりなものをいう。 ③ 玉 物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなりなものをいう。 ④ 生 垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。 ⑤ 特殊樹 ①～④に該当するものを除く。 B 利 用 樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。 C 風 致 木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために植栽されている立木をいう。 D 地 被 類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。 ① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。 ② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎とな

	り、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。 E 芝 類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。 ① 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生のものは除く。 ② 西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生のものを除く。 F ツル性類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく 地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、 棚の登坂又は下垂する茎を持つもの(木質化するものを除く。)をいい、自然発生のものを除く。 G そ の 他 観賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の 多年生植物をいい、自然発生のものを除く。
用 材 林	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。
薪 炭 林	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。
収 穫 樹	A 果 樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。 ① 園栽培 一団の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。 ② 散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。 B 特 用 樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。
竹 林	孟宗竹、真竹等で竹材又は筍の収穫を目的としているものをいう。
苗木（植木畑）	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。
その他の立木	上記の区分に属する立木以外の立木をいう。

第2章 用地調査等業務の基本的処理方法

第1節 用地調査等業務の実施手続

（施行上の義務及び心得）

第10条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。
- 二 用地調査等業務で知り得た権利者等の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。
- 三 用地調査等業務は権利者の財産等に関するものであり、補償の基礎又は損害等の有無の立証及び費用負担額の算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。

また、実施に当たっては、権利者等に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。

- 四 権利者等から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに調査職員に報告し、指示を受けなければならない。

（業務の着手）

第11条 受注者は、第1編共通第1104条の規定により、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（休日等を除く。）以内に用地調査等業務に着手しなければならない。

（書類提出）

第12条 受注者は、第1編共通第1110条の規定により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。なお、業務実績の登録は業務実績情報システム（テクリス）とする。

（打合せ等）

第13条 用地調査等業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は、第1編共通第1111条の規定により、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

（現地踏査）

第14条 受注者は、用地調査等業務の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。

(業務計画の策定)

第15条 受注者は、用地調査等業務の着手に当たっては、この仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に業務計画を策定するものとする。

2 受注者は、前項の業務計画を第1編共通第1112条により策定するものとする。

(調査職員の指示等)

第16条 受注者は、用地調査等業務の実施に先立ち、管理技術者を立ち会わせてうえて、調査職員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。

2 受注者は、用地調査等業務の実施に当たりこの仕様書、特記仕様書又は調査職員の指示について疑義が生じたときは、調査職員と協議するものとする。

(貸与品等)

第17条 受注者は、用地調査等業務を実施するに当たり必要な図面その他資料を貸与品等として使用する場合には、発注者から貸与又は支給を受けるものとする。

2 登記事項証明書等の貸与等を受ける必要があるときは、別途調査職員と協議するものとする。

3 貸与品等の品名及び数量は特記仕様書によるものとし、貸与品等の引き渡しは、貸与品等引渡通知書(様式第1号)により行うものとする。

4 受注者は、前項の貸与品等を受領したときは、貸与品等受領書(様式第2号)を調査職員に提出するものとする。

5 受注者は、用地調査等業務が完了したときは、完了の日から3日以内に貸与品等を返納するとともに貸与品等精算書(様式第3号)及び貸与品等返納書(様式第4号)を調査職員に提出するものとする。

(立入り及び立会い)

第18条 受注者は、用地調査等業務のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。

2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入りの日及び時間を、あらかじめ、調査職員に報告するものとし、同意が得られないものにあつてはその理由を付して、速やかに、調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

3 受注者は、用地調査等業務を行うため土地、建物等に立入り調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。

(障害物の伐除)

第19条 受注者は、用地調査等業務を行うため障害物を伐除しなければ調査が困難と認められるときは、調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

2 調査職員からの指示により障害物の伐除を行ったときは、障害物伐除報告書(様式第5号)を調査職員に提出するものとする。

(身分証明書の携帯)

第20条 受注者は、用地調査等業務の着手に当たり、あらかじめ管理技術者ほか用地調査等業務に従事する者（以下「管理技術者等」という。）の身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受けるものとし、用地調査等業務の実施に当たっては、これを常に携帯させなければならない。

2 管理技術者等は、権利者等から請求があったときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。

3 受注者は、用地調査等業務が完了したときは、速やかに、身分証明書を発注者に返納しなければならない。

(算定資料)

第21条 受注者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する補償額等の算定又は直轄事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物その他の工作物の費用負担額等の算定に当たっては、発注者が定める損失補償単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。ただし、当該基準資料等に掲載のない損失補償単価等については、調査職員と協議のうえ市場調査により求めるものとする。

(調査職員への進捗状況の報告)

第22条 受注者は、契約書第14条の規程に基づき、履行状況報告を作成し、調査職員に提出しなければならない。

2 受注者は、調査職員から用地調査等業務の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。

3 受注者は、前項の進捗状況の報告に管理技術者を立ち合わせるものとする。

(成果物の一部提出等)

第23条 受注者は、用地調査等業務の実施期間中であっても、調査職員が成果物の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。

2 調査職員は、前項で提出した成果物の一部について、その報告を求めることができる。受注者は、当該報告に管理技術者及び調査職員の求めに応じて照査技術者を立ち合わせるものとする。

3 受注者は、用地調査等業務のうち成果物の点検・調整確認を実施するものとされたものについては、調査職員の指示により第24条に定める成果物の提出に先立って仮提出をしなければならない。

(成果物)

第24条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。

- 一 用地調査等業務の区分及び内容ごとに整理し、編集する。
- 二 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載する。
- 三 目次及びページを付す。

- 2 本仕様書に様式の定めがないものは、調査職員の指示による。
- 3 成果物の提出部数は、正副各 1 部とする。
- 4 受注者は、成果物の作成に当たり使用した調査表等の原簿を契約書第 40 条に定める契約不適合責任期間保管し、調査職員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。

(検査)

- 第 2 5 条 受注者は、検査職員が用地調査等業務の完了検査を行うときは、管理技術者及び調査職員の求めに応じて照査技術者を立ち会わせるものとする。
- 2 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査職員の指示に速やかに従うものとする。

(修補)

- 第 2 6 条 受注者は、第 1 編共通第 1120 条の規定により、提出した成果物に修補の必要があると認められた場合は、速やかに修補を行わなければならない。

(条件変更等)

- 第 2 7 条 調査職員が、受注者に対して、第 1 編共通第 1121 条の規定に基づき設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

(成果物の点検・調整確認対象業務の対応)

- 第 2 8 条 受注者は、第 23 条第 3 項で仮提出した成果物の内容等について、調査職員から質問又は問い合わせ等があったときは、必要な資料等を示し、これに答えるものとする。
- 2 受注者は、仮提出した成果物の内容等について、調査職員から再検討又は修補の指示があったときは、速やかに、これに応ずるものとする。
 - 3 受注者は、前項の修補の指示項目以外の項目についても、これに類する項目があると認めるときは、これを修補するものとする。

(守秘義務)

- 第 2 9 条 受注者は、第 1 編共通第 1130 条の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の取扱い)

- 第 3 0 条 受注者は、第 1 編共通第 1131 条の規定により、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(安全等の確保)

- 第 3 1 条 受注者は、第 1 編共通第 1132 条の規定により、屋外で行う用地調査等業務の実施に際しては、用地調査等業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等

の第三者の安全確保に努めなければならない。

（行政情報流出防止対策の強化）

第32条 受注者は、第1編共通第1137条の規定により、用地調査等業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。

（暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置）

第33条 受注者は、第1編共通第1138条の規定により、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否することとし、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。協力者が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

第2節 数量等の処理

（建物等の計測）

第34条 建物及び工作物の調査において、長さ、高さの計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）とする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。

2 建物及び工作物の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。

3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。

4 立竹木の計測単位は、次の各号によるものとする。

一 幹周、胸高直径は、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。

二 樹高、幹高、葉張、葉長点高及び玉周は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）とする。ただし、庭木等のうち株物、玉物、生垣及び特殊樹については、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）までとする。

三 地被類、芝類、ツル性類及び竹林が植え込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）までとする。

（図面等に表示する数値及び面積計算）

第35条 建物等の調査図面に表示する数値は、前条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

2 建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、小数点以下第2位（小数点以下第3位切り捨て）までの数値を求めるものとする。

3 建物の延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第2位までの数値を合計した数値とするものとする。

- 4 1 棟の建物が2以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前2項の定めるところにより算出するものとする。

(計算数値の取扱い)

- 第36条 補償金の積算に必要となる構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別の単位を使用することができるものとする。
- 2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、それぞれの単位を基準として次の方法により行うものとする。
- 一 数量計算の集計は、木造建物建築直接工事費計算書（建物移転料算定要領別添一木造建物調査積算要領様式第9（以下「様式9」という。））に計上する項目ごとに行う。
 - 二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第3位（小数点以下第4位切り捨て）まで求める。
 - 三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。

(木造建物建築直接工事費計算書に計上する数値)

- 第37条 様式9に計上する数値（価格に対応する数量）は、次の各号によるもののほか、第34条による計測値を基に算出した数値とする。
- 一 建物の延べ床面積は、第35条第3項で算出した数値とする。
 - 二 構造材、仕上げ材その他の数量は、前条第2項第2号及び第3号で算出したものを小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）で計上する。

(移転料の端数処理)

- 第38条 建物等の移転料の算定を行う場合の端数処理は、原則として、次の各号に掲げる場合を除き、1円未満切り捨てとする。
- 一 補償単価及び資材単価等は、次による。

イ 100円未満のとき	1円未満切り捨て
ロ 100円以上10,000円未満のとき	10円未満切り捨て
ハ 10,000円以上のとき	100円未満切り捨て
 - 二 共通仮設費及び諸経費にあつては、100円未満を切り捨てた金額を計上する。この場合において、その額が100円未満のときは、1円未満切り捨てとする。
 - 三 工作物等の補償単価は、次による。

イ 100円未満のとき	1円未満切り捨て
ロ 100円以上10,000円未満のとき	10円未満切り捨て
ハ 10,000円以上のとき	100円未満切り捨て

第3章 権利調査

第1節 調査

（権利調査）

第39条 権利調査とは、登記事項証明書、戸籍簿等の簿冊の謄本等の收受又は居住者等からの聴き取り等の方法により土地、建物等の現在の権利者（又はその法定代理人）等の氏名又は名称（以下「氏名等」という。）及び住所又は所在地（以下「住所等」という。）等に関し調査することをいう。

（地図の転写）

第40条 地図の転写は、調査区域について管轄登記所に備付けてある地図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項又同条第4項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下同じ。）を次の各号に定める方法により行うものとする。

- 一 転写した地図には、地図の着色に従って着色する。
- 二 転写した地図には、方位、縮尺、市町村名、大字名、字名（隣接字名を含む。）及び地番を記載する。
- 三 転写した地図には、管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名を記入する。

（土地の登記記録の調査）

第41条 土地の登記記録の調査は、前条で作成した地図から調査職員が指示する範囲の土地に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- 一 土地の所在及び地番並びに当該地番に係る最終支号
- 二 地目及び地積
- 三 登記名義人の氏名等及び住所等
- 四 共有土地については、共有者の持分
- 五 土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- 六 仮登記等があるときは、その内容
- 七 その他必要と認める事項

（建物の登記記録の調査）

第42条 建物の登記記録の調査は、第40条で作成した地図から調査職員が指示する範囲に存する建物に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- 一 建物の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに登記原因及びその日付け
- 二 登記名義人の氏名等及び住所等
- 三 共有建物については、共有者の持分

- 四 建物に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- 五 仮登記等があるときは、その内容
- 六 その他必要と認める事項

(権利者の確認調査)

第43条 権利者の確認調査は、前2条に規定する調査が完了した後、実地調査及び次の各号に定める書類等により行うものとする。

- 一 戸籍簿、除籍簿、住民票又は戸籍の附票等
- 二 商業登記簿、法人登記簿等

2 権利者が法人以外であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 権利者の氏名、住所及び生年月日
- 二 権利者が登記名義人の相続人であるときは、相続関係、相続の経過を明らかにした相続系統図を作成する。

三 権利者が未成年者等であるときは、その法定代理人等の氏名及び住所

四 権利者が不在者であるときは、その財産管理人の氏名及び住所

3 権利者が法人であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 法人の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 法人を代表する者の氏名及び住所
- 三 法人が破産法（平成16年法律第75号）による破産宣告を受けているとき等の場合にあっては、破産管財人等の氏名及び住所

4 前条の建物の登記記録の調査により未登記の建物が存在することが明らかになった場合には、当該建物所有者の氏名及び住所等について、居住者等からの聴き取りを基に調査を行うものとする。

(墓地管理者等の調査)

第44条 墓地管理者等の調査は、改葬の補償及び祭し料調査算定要領（平成30年3月8日付け国土用第48号土地・建設産業局総務課長通知（以下「改葬及び祭し料要領」という。）により行うものとする。

(土地利用履歴等の調査)

第45条 土地利用履歴等の調査は、取得又は使用の対象となる土地に係る土壤汚染状況調査の実施の要否を判定するため、土壤汚染に関する土地利用履歴等調査要領（平成24年3月30日付け国土用第53号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「土地利用履歴等調査要領」という。）により行うものとする。

第2節 調査書等の作成

（転写連続地図の作成）

第46条 転写した地図は、各葉を複写して連続させた地図（この地図を「転写連続図」という。以下同じ。）を作成し、次の事項を記入するものとする。

- 一 工事計画平面図等に基づく土地の取得等の予定線
- 二 第41条第3号で調査した登記名義人の氏名等
- 三 管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名

（調査書の作成）

第47条 第41条から第43条までに調査した事項については、土地の登記記録調査表（様式第6号の1、第6号の2）、建物の登記記録調査表（様式第7号の1、第7号の2）及び権利者調査表（様式第8号の1、第8号の2）に所定の事項を記載するものとする。

- 2 前項の各調査表の編綴は、大字及び字ごとに地番順で行うものとする。
- 3 墓地管理者等の調査表は、第44条の調査結果を基に改葬及び祭料要領により作成するものとする。
- 4 土地利用履歴等の調査表は、第45条の調査結果を基に土地利用履歴等調査要領により作成するものとする。

第4章 土地評価

（土地評価）

第48条 土地評価とは、取得等する土地（残地等に関する損失の補償を行う場合の当該残地を含む。）の更地としての正常な取引価格を算定する業務をいい、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第2条で定める「不動産の鑑定評価」は含まないものとする。

（土地評価の基準）

第49条 土地評価は、調査職員から特に指示された場合を除き国交省基準、国交省基準の運用方針、国土交通省損失補償取扱要領（平成15年8月5日付け国総国調第58号総合政策局長通知。以下「国交省取扱要領」という。）別記1土地評価事務処理要領（以下「国交省土地要領」という。）、土地評価事務処理細則（昭和62年1月8日建設省経整発第3号建設経済局調整課長通知）及び北海道開発局用地事務取扱要領（平成30年3月22日北開局用第156号）又は土地改良要綱、土地改良要綱の運用方針別記1土地評価事務処理要領（以下「土地改良土地要領」という。）及び北海道開発局用地事務取扱要領（平成30年3月22日北開局用第156号）に基づき行うものとする。

（現地踏査及び資料作成）

第50条 土地評価に当たっては、あらかじめ、調査区域及びその周辺区域を踏査し、当該区域の用途的特性を調査するとともに、土地評価に必要となる次の各号に掲げる資料

を作成するものとする。

一 同一状況地域区分図

同一状況地域区分図は、近隣地域及び類似地域につき都市計画図その他類似の地図を用い、おおむね次の事項を記載したものを作成する。

- (1) 起業地の範囲、同一状況地域の範囲、国交省基準の運用方針第2第3項(1)及び土地改良土地要領第5条に規定する標準地及び用途的地域の名称
- (2) 鉄道駅、バス停留所等の交通施設
- (3) 学校、官公署等の公共施設、病院等の医療施設、銀行、スーパーマーケット等の商業施設
- (4) 幹線道路の種別及び幅員
- (5) 都市計画の内容、建築物の面積・高さ等に関する基準
- (6) 行政区域、大字及び字の境界
- (7) 取引事例地
- (8) 地価公示法(昭和44年法律第49号)第6条により公示された標準地(以下「公示地」という。)又は国土利用計画法施行令(昭和49年政令第387号)第9条第5項により周知された基準地(以下「基準地」という。)

二 取引事例地調査表

取引事例比較法に用いる取引事例は、国交省土地要領第7条及び土地改良土地要領第11条に基づき収集し、おおむね次の事項を整理のうえ調査表を作成する。

- (1) 土地の所在、地番及び住居表示
- (2) 土地の登記記録に記録されている地目及び面積並びに現在の土地の利用状況
- (3) 周辺地域の状況
- (4) 土地に物件がある場合は、その種別、構造、数量等
- (5) 売主及び買主の氏名等及び住所等並びに取引の目的及び事情(取引に当たって特段の事情がある場合はその内容を含む。)
- (6) 取引年月日、取引価格等
- (7) 取引事例地の画地条件(間口、奥行、前面道路との接面状況等)及び図面(100分1～500分1程度)

三 収益事例調査表及び造成事例調査表

収益事例調査表及び造成事例調査表は、収益事例については総収入及び総費用並びに土地に帰属する総収益等、造成事例については素地価格及び造成工事費等のほか、前号に掲げる記載事項に準じた事項を整理のうえ作成する。

四 用途的地域の判定及び同一状況地域の区分の理由を明らかにした書面

五 地域要因及び個別的要因の格差認定基準表

格差認定基準表とは、土地価格比準表を適用するに当たり、土地価格比準表の定める要因中の細項目に係る格差率適用の判断を行うに当たり基準となるものをいう。

六 公示地及び基準地の選定調査表

調査区域及びその周辺区域に規準すべき公示地又は基準地があるときは、公示又は周知事項について調査表を作成する。

（標準地の選定及び標準地調査書の作成）

第 5 1 条 土地評価に当たっては、同一状況地域ごとに標準地を選定し、標準地調査書を作成するものとする。

2 標準地調査書は、前条第二号で定める取引事例地調査表に準じ、選定理由を付記のう
え作成するものとする。

（標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成）

第 5 2 条 標準地の評価は、前 2 条で作成した資料を基に第 49 条に定める土地評価の基
準を適用して行い、価格決定の経緯と理由を明記した評価調査書を作成するものとする。

2 取得等する土地の評価は、前項で決定した標準地の価格を基に行うものとし、標準地
との個別的要因の格差を明記した評価調査書を作成するものとする。

3 前 2 項の評価額は、調査職員が指示する図面に記載するものとする。

（残地等に関する損失の補償額の算定）

第 5 3 条 残地又は残借地に関する損失の補償額は、国交省基準第 57 条及び国交省基準
の運用方針第 43 又は土地改良要綱第 50 条及び土地改良要綱の運用方針第 36 に定める
ところにより算定し、残地（又は残借地）補償額算定調査書を作成するものとする。

第 5 章 建物等の調査

第 1 節 調査

（建物等の調査）

第 5 4 条 建物等の調査とは、建物、工作物及び立竹木について、それぞれの種類、数量、
品等又は機能等を調査することをいう。

（建物等の配置等）

第 5 5 条 次条以降の建物等の調査に当たっては、あらかじめ当該権利者が所有し、又は
使用する一画の敷地ごとに、次の各号に掲げる建物等の配置に関する調査を行うものと
する。

- 一 建物、工作物及び立竹木の位置
- 二 敷地と土地の取得等の予定線の位置
- 三 敷地と接続する道路の幅員、敷地の方位等
- 四 その他配置図作成に必要な事項

2 建物等の全部又は一部が残地に存する場合には、調査職員から調査の実施範囲につい
て指示を受けるものとする。

（法令適合性の調査）

第56条 建物等の調査に当たっては、次の各号の時期における当該建物又は工作物につき国交省基準第30条第2項ただし書き又は土地改良要綱第26条第2項ただし書きに基づく補償の要否の判定に必要となる法令に係る適合状況を調査するものとする。この場合において、調査対象法令については調査職員と協議するものとする。

- 一 調査時
- 二 建設時又は大規模な増改築時

(木造建物)

第57条 木造建物〔Ⅰ〕の調査は、軸組工法により建築されている木造建物にあつては、建物移転料算定要領（平成28年3月11日付け国土用第76号土地・建設産業局総務課長通知（以下「建物要領」という。））別添一の一木造建物調査積算要領〔軸組工法〕（以下「木造建物要領〔軸組工法〕」という。）により行うものとし、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている木造建物にあつては、建物要領別添一の二木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕（以下「木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕」という。）により行うものとする。

- 2 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかを準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。
- 3 前2項の実施に当たっては、国交省取扱要領第7条又は土地改良要綱の運用方針第15第1項（6）別表第11の各項目別補正率表に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。

(木造特殊建物)

第58条 木造特殊建物の調査は、木造建物要領〔軸組工法〕を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

- 2 前項の実施に当たっては、取扱要領第7条の各項目別補正率表に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。

(非木造建物)

第59条 非木造建物〔Ⅰ〕の調査は、建物要領別添二非木造建物調査積算要領（以下、「非木造建物要領」という。）により行うものとする。

- 2 非木造建物〔Ⅱ〕の調査は、非木造建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

(機械設備)

第60条 機械設備の調査は、機械設備調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第48号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「機械設備要領」という。）により行うものとする。

(生産設備)

第61条 生産設備の調査は、次の各号について行うものとする。

- 一 生産設備の配置状況。調査に当たり必要があると認められるときは、現況測量等を行う。
- 二 種類（使用目的）
- 三 規模（形状及び寸法）、材質及び数量
- 四 園芸用フレーム、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育施設又は煙突、給水塔、貯水池、用水堰及び浄水池等にあつては、当該設備の構造の詳細、収容能力、処理能力等
- 五 ゴルフ練習場、駐車場、テニスコート等にあつては、打席数又は収容台数等
- 六 当該設備の取得年月日及び耐用年数
- 七 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 八 当該設備の概要が把握できる写真の撮影

(附帯工作物)

第62条 附帯工作物の調査は、附帯工作物調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第49号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「附帯工作物要領」という。）により行うものとする。

(庭園)

第63条 庭園の調査は、次の各号について行うものとする。

- 一 庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。配置の調査は、現況測量等により行うものとする。ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあつては、他の方法により行うことができる。
- 二 庭石、灯籠、築山、池等の形状、構造、数量等
- 三 庭園区域内にある立竹木の種類、形状、寸法、数量等
- 四 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 五 庭園の概要が把握できる写真の撮影

(墳墓)

第64条 墳墓の調査は、改葬及び祭し料要領により行うものとする。

(立竹木)

第65条 立竹木の調査は、立竹木調査算定要領（平成30年2月7日付け国土用第33号土地・建設産業局総務課長通知（以下「立竹木要領」という。））により行うものとする。

第2節 調査書等の作成

（建物等の配置図の作成）

第 6 6 条 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。

一 建物等の所有者（同族法人及び親子を含む。）を単位として作成する。

二 縮尺は、原則として、次の区分による。

（1）建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木

100 分の 1 又は 200 分の 1

（2）庭園、墳墓、庭木等

50 分の 1 又は 100 分の 1

三 用紙は、産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 11 条により制定された日本産業規格（以下、「日本産業規格」という。）A 列 3 番を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、日本産業規格 A 列 2 番によることができる（以下この節において同じ。）。

四 敷地境界線及び方位を明確に記入する。方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に記入する。

五 土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。

六 建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木ごとに番号を付す。ただし、工作物及び立竹木が多数存する場合には、これらの配置図を各々作成することができる。

七 図面中に次の事項を記入する。

（1）敷地面積

（2）用途地域

（3）建ぺい率

（4）容積率

（5）建築年月

（6）構造概要・建築工法

（7）建築面積

（8）建物延べ床面積

（法令に基づく施設改善）

第 6 7 条 法令に基づく施設改善の調査書は、第 56 条の調査結果を基に調査書を作成するものとする。

2 当該建物又は工作物が建設時又は大規模な増改築時においては法令に適合していたが、調査時においては法令に適合していない（このような状態にある建物又は工作物を、以下「既存不適格物件」という。）と認められる場合には、次の各号に掲げる事項を調査書に記載するものとする。

一 法令名及び条項

二 改善内容

（木造建物）

第 68 条 木造建物の図面及び調査書は、第 57 条の調査結果を基に作成するものとする。

2 木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかにより作成するものとする。

3 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の図面及び調査書は、木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかを準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。

一 基礎伏図（縮尺 100 分の 1）

二 床 伏 図（縮尺 100 分の 1）

三 軸 組 図（縮尺 100 分の 1）

四 小屋伏図（縮尺 100 分の 1）

（木造特殊建物）

第 69 条 木造特殊建物の図面及び調査書は、第 58 条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、木造建物要領〔軸組工法〕に準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。

一 基礎伏図（縮尺 100 分の 1）

二 床 伏 図（縮尺 100 分の 1）

三 軸 組 図（縮尺 100 分の 1）

四 小屋伏図（縮尺 100 分の 1）

五 断面図（矩計図）（縮尺 50 分の 1）

六 必要に応じて上記各図面の詳細図（縮尺は適宜のものとする。）

3 調査書は、木造建物要領〔軸組工法〕に準じ、次の各号により作成するものとする。

一 建物ごとに、推定再建築費を積算するために必要な数量を算出する。

二 当該建物の移転工法の認定及び補償額の算出が可能となる内容のものとする。

（非木造建物）

第 70 条 非木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、第 59 条第 1 項の調査結果を基に非木造建物要領により作成するものとする。

2 非木造建物〔Ⅱ〕の図面及び調査書は、第 59 条第 2 項の調査結果を基に非木造建物要領を準用して作成するものとする。

（機械設備）

第 71 条 機械設備の図面及び調査書は、第 60 条の調査結果を基に機械設備要領により作成するものとする。

（生産設備）

第 72 条 生産設備の図面及び調査書は、第 61 条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、生産設備の種類、構造、規模等を考慮して、補償額の算定に必要となる平面図、立面図、構造図、断面図等を作成するものとする。

3 調査書は、前条に準じ作成するものとする。

（附帯工作物）

第73条 附帯工作物の調査表及び図面は、第62条の調査結果を基に附帯工作物要領により作成するものとする。

（庭園）

第74条 庭園の調査書は、第63条の調査結果を基に庭園工作物は附帯工作物要領に定める調査表、庭園立竹木は立竹木要領に定める調査表を用いて、積算に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。

（墳墓）

第75条 墳墓の図面及び調査書は、第64条の調査結果を基に改葬及び祭し料要領により作成するものとする。

（立竹木）

第76条 立竹木の図面及び調査書は、第65条の調査結果を基に立竹木要領により作成するものとする。

第3節 算定

（移転先の検討）

第77条 工場、店舗、営業所、ドライブイン、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下「大規模工場等」という。）以外の建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合には、残地が建物等の移転先地として国交省基準の運用方針第16第1項（4）第1号から第4号又は土地改良要綱の運用方針第15第1項（4）アからエまでの要件に該当するか否かの検討を行い、次の各号に掲げる資料を作成するものとする。

なお、大規模工場等の建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合は、第9章移転工法案の検討により行うものとする。

一 移転想定配置図（縮尺100分の1～500分の1程度）

二 有形的・機能的・法制的検討を行った資料（検討概要書）

2 前項の検討に当たり残地に従前の建物に照応する建物を再現するための当該照応建物（以下「照応建物」という。）の推定建築費は、策定した建物計画案に基づき、概算額により積算するものとする。

また、概算額の積算に必要となる、平面図、立面図等はこのための必要最小限度のものを作成するものとする。

なお、調査職員から、照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、この限りでない。

- 3 第1項の検討に当たり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、調査職員から教示を得るものとする。
- 4 前3項の検討に当たり、移転を必要とする残地内の建物等については、第66条で定める図面に対象となるものを明示するものとする。

(法令に基づく施設改善費用の運用益損失額の算定)

第78条 既存の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、第67条の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、国交省基準の運用方針第16第3項又は土地改良要綱の運用方針第15第3項の定めるところにより行うものとする。

(木造建物)

第79条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第68条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかにより、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の推定再建築費の積算に当たっては、木造建物要領〔軸組工法〕第2条第3項又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕第2条第3項のいずれかに定めるところによるものとする。

- 2 木造建物の補償額の算定は、調査職員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

(木造特殊建物)

第80条 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第69条で作成した図面及び調査書を基に積算するものとする。

なお、その積算にあたっては、木造建物要領〔軸組工法〕第2条第3項に定めるところによるものとする。

- 2 木造特殊建物の補償額の算定は、調査職員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

(非木造建物)

第81条 非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第70条で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物〔Ⅰ〕については非木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、非木造建物〔Ⅱ〕の推定再建築費の積算に当たっては、非木造建物要領第3条第3項に定めるところによるものとする。

- 2 非木造建物の補償額の算定は、調査職員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

（照応建物の詳細設計）

第 8 2 条 第 77 条第 2 項の照応建物の推定建築費の概算額により第 77 条第 1 項の検討を行った場合は、調査職員と協議するものとする。

2 前項の協議により照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の推定建築費の積算又は第 77 条第 2 項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算に当たっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要となる図面を作成するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表（様式第 10 号の 1、第 10 号の 2）
- 二 面積比較表（様式第 10 号の 4）

（機械設備）

第 8 3 条 機械設備の補償額の算定は、第 71 条で作成した資料を基に機械設備要領により行うものとする。

（生産設備）

第 8 4 条 生産設備の補償額の算定は、第 72 条で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討し、行うものとする。

2 生産設備の補償額の算定に専門的な知識が必要であり、かつ、メーカー等でなければ算定が困難と認められるものについては、前条に準じて処理するものとする。

（附帯工作物）

第 8 5 条 附帯工作物の補償額の算定は、第 73 条で作成した資料を基に附帯工作物要領により行うものとする。

（庭園）

第 8 6 条 庭園の補償額の算定は、第 74 条で作成した資料を基に当該庭園の再現方法等を検討し、行うものとする。

（墳墓）

第 8 7 条 墳墓の補償額の算定は、第 75 条で作成した資料を基に改葬及び祭し料要領により行うものとする。

（立竹木）

第 8 8 条 立竹木の補償額の算定は、第 76 条で作成した資料を基に立竹木要領により行うものとする。

第 6 章 営業その他の調査

第 1 節 調査

（営業その他の調査）

第 89 条 営業その他の調査とは、営業、居住者等及び動産に関する調査をいう。

（営業に関する調査）

第 90 条 営業に関する調査は、営業補償調査算定要領（令和 3 年 3 月 19 日付け国不用第 66 号不動産・建設経済局土地政策課長通知（以下「営業要領」という。））により行うものとする。

（居住者等に関する調査）

第 91 条 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 氏名及び住所（建物番号及び室番号）
 - 二 居住者の家族構成（氏名及び生年月日）
 - 三 住居の占有面積及び使用の状況
 - 四 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間
 - 五 その他必要と認められる事項
- 2 居住以外の目的で建物を借用している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。
- 3 前 2 項の調査は、住民票、賃貸借契約書等の確認のほか、仮住居等に要する費用に関する調査算定要領（平成 30 年 3 月 8 日付け国土用第 45 号土地・建設部産業局総務課長通知（以下「仮住居要領」という。）、家賃減収補償調査算定要領（平成 30 年 3 月 8 日付け国土用第 46 号土地・建設産業局総務課長通知（以下「家賃減収要領」という。）又は借家人補償調査算定要領（平成 30 年 3 月 8 日付け国土用第 47 号土地・建設産業局総務課長通知（以下「借家人要領」という。）により行うものとする。

（動産に関する調査）

第 92 条 動産に関する調査は、動産移転料調査算定要領（平成 30 年 3 月 8 日付け国土用第 44 号土地・建設産業局総務課長通知（以下「動産要領」という。））により行うものとする。

第 2 節 調査書の作成

（調査書の作成）

第 93 条 営業に関する調査書は、営業要領により作成するものとする。

- 2 居住者等に関する調査書は、第 91 条の調査結果を基に居住者調査表（様式第 11 号の

- 1 及び 2) により作成することとし、建物を借家・借間している者がある場合においては、家賃減収要領により作成するものとする。
- 3 動産に関する調査書は、前条の調査結果を基に動産要領により作成するものとする。

第 3 節 算定

(補償額の算定)

- 第 9 4 条 営業に関する補償額の算定は、前条第 1 項で作成した資料を基に営業要領により行うものとする。この場合において建物及び工作物の移転料の算定業務が当該請負契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得たうえで、行うものとする。
- 2 仮住居等に要する費用、家賃減収補償及び借家人補償の算定は、前条第 2 項で作成した資料等を基に仮住居要領、家賃減収要領及び借家人要領により行うものとする。
- 3 動産移転料の算定は、前条第 3 項で作成した資料を基に動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積を徴するものとする。
- 4 移転雑費の算定は、移転雑費算定要領（平成 30 年 3 月 8 日付け国土用第 49 号土地・建設産業局総務課長通知）により行うものとする。

第 7 章 消費税等調査

(消費税等に関する調査等)

- 第 9 5 条 消費税等に関する調査等とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額の補償額への加算の要否又は消費税等相当額の補償の要否の調査及び判定等を行うことをいう。ただし、権利者が国の機関、地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は消費税法第 2 条第 7 号に定める人格のない社団等であるときは、適用しないものとする。

(調査)

- 第 9 6 条 土地等の権利者等が消費税法第 2 条第 4 号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。
- 一 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
 - 二 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
 - 三 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」
 - 四 消費税簡易課税制度選択届出書

- 五 消費税簡易課税制度選択不適用届出書
 - 六 消費税課税事業者選択届出書
 - 七 消費税課税事業者選択不適用届出書
 - 八 消費税課税事業者届出書
 - 九 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
 - 十 法人設立届出書
 - 十一 個人事業の開廃業等届出書
 - 十二 消費税の新設法人に該当する旨の届出書
 - 十三 消費税課税事業者届出書（特定期間用）
 - 十四 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控）、源泉徴収簿等）
 - 十五 特定新規設立法人に該当する旨の届出書
 - 十六 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書
 - 十七 適格請求書発行事業者登録に係る通知書
 - 十八 適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書
 - 十九 その他の資料
- 2 受注者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

（補償の要否の判定等）

- 第97条 消費税等に関する調査書は、第96条の調査結果を基に作成するものとする。
- 2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー（「国土交通省の直轄の公共用地の取得等に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」（令和元年9月25日付け国土用第29号土地・建設産業局総務課長通知。別添－5参考）により、補償の要否を判定（課税売上割合の算定を含む。）するものとし、消費税等調査表（様式第12号）を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適當又は困難と認めたときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。

第8章 予備調査

第1節 調査

（予備調査）

- 第98条 予備調査とは、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6章建物等の調査に先立ち企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転計画案の作成並びに移転が想定される建物等の概算補償額を算定し、建物等の影響の範囲又は国交省基準第30条及び土地改良要綱第26条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法に認定に必要な予備的な調査を行うことをいう。

(企業内容等の調査)

第99条 予備調査に係る大規模工場等の企業内容等の調査は、移転計画案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 所在地、名称及び代表者名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- 三 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
- 四 財務状況
- 五 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- 六 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
- 七 移転計画案の検討に当たって関係する法令とその内容
- 八 その他移転計画案の検討に必要と認める事項

(敷地使用実態の調査)

第100条 予備調査に係る大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転計画案の検討に当たって重要となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月日及び用途（使用実態）
- 四 敷地内の使用状況等
 - (1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等
 - (2) 駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査
 - (3) 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量
 - (4) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積
- 五 前条第6号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）と建物等の配置との関係
- 六 その他移転計画案の検討に必要と認める事項
- 七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

(建物調査)

第101条 予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第57条から第59条までに準ずる方法により行うものとする。この場合における建物調査は、間取平面、建築設備、構造概要、立面等、推定再建築費の概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。

- 2 前項の関連移転の検討の対象とする建物を定めるに当たっては、調査職員の指示を受けるものとする。
- 3 写真の撮影は、建物の概要を把握できるよう行うものとする。

(機械設備等調査)

- 第102条 予備調査に係る機械設備等（生産設備及び附帯工作物を含む。）の調査は、第99条及び第100条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する機械設備等及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする機械設備等について、第83条から第85条までに準ずる方法により行うものとする。この場合における機械設備等調査は、配置、機械名（種類）、規格等、概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。
- 2 前項の関連移転の検討の対象とする機械設備等を定めるに当たっては、調査職員の指示を受けるものとする。
 - 3 写真の撮影は、機械設備等の概要を把握できるよう行うものとする。

第2節 調査書等の作成

(企業概要書)

- 第103条 企業内容等の調査書は、第99条の調査結果を基に企業概要書（様式第13号の1）を用いて、作成するものとする。

(配置図)

- 第104条 予備調査に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第100条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

- 一 建物、屋外の主たる機械設備、生産設備及び附帯工作物、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）
- 二 製品等の製造、加工又は販売等の工程
- 三 縮尺は、500分の1又は1,000分の1とする。

(建物、機械設備等の図面作成)

- 第105条 予備調査に係る大規模工場等の建物及び機械設備等の図面は、概算による推定再建築費等の積算が可能な程度の平面図及び立面図等を必要最小限度作成するものとする。

(移転計画案の作成)

- 第106条 予備調査に係る大規模工場等の移転計画案は、第99条から第102条までの

調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として国交省基準の運用方針第16第1項(4)第1号から第3号まで又は土地改良要綱の運用方針第15第1項(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- 一 製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)の変更計画
- 二 建物(残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。)、機械設備等の移転計画
- 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
- 四 建物、機械設備等の移転工程表
- 五 移転計画図(縮尺500分の1又は1,000分の1)
- 六 移転工法(計画)案検討概要書(様式第13号の2)
- 七 移転工法(計画)各案の比較表(様式第13号の3)

2 前項の検討に当たり、照応建物の推定建築費は概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表(様式第10号の1、第10号の2)
- 二 面積比較表(様式第10号の4)
- 三 平面(間取り)の各案についての計画概要比較表(様式第10号の3)

第3節 算定

(補償概算額の算定)

第107条 前条で作成する移転計画案(2又は3案)の補償概算額の算定は、第103条から前条までで作成した調査書及び図面を基に行うものとする。

第9章 移転工法案の検討

第1節 調査

(移転工法案の検討)

第108条 移転工法案の検討とは、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6章建物等の調査及び第7章営業その他の調査と併せて企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転工法案を作成し、国交省基準第30条及び土地改良要綱第26条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法を検討することをいう。

(企業内容等の調査)

第109条 大規模工場等の企業内容等の調査は、移転工法案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第103条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。

- 一 所在地、名称及び代表者名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- 三 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
- 四 財務状況
- 五 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- 六 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
- 七 移転工法案の検討に当たって関係する法令とその内容
- 八 その他移転工法案の検討に必要と認める事項

（敷地使用実態の調査）

第110条 大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転工法の検討に当たって重要な事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第100条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- 四 敷地内の使用状況等
 - （1）屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等
 - （2）駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査
 - （3）原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量
 - （4）工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積
- 五 次のいずれかにおける建物等の配置との関係
 - （1）前条第6号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
 - （2）第99条第6号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
 - （3）営業要領第2条第1項第1号ロ（2）の移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目
- 六 その他移転工法案の検討に必要と認める事項
- 七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

第2節 調査書等の作成

（企業概要書）

第111条 企業内容等の調査書は、第109条の調査結果を基に企業概要書（様式第13

号の1)を用いて、作成するものとする。

(配置図)

第111条の2 移転工法案の検討に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地の移転工法案の検討の対象とした範囲について、第110条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

- 一 建物、屋外の主たる機械設備、生産設備及び附帯工作物、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）
- 二 製品等の製造、加工又は販売等の工程
- 三 縮尺は、500分の1又は1,000分の1とする。

(移転工法案の作成)

第112条 大規模工場等の移転工法案は、第55条から第63条、第65条、第109条及び第110条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として国交省基準の運用方針第16第1項(4)第1号から第3号まで又は土地改良要綱の運用方針第15第1項(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- 一 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）の変更計画
- 二 建物（残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。）、機械設備等の移転計画
- 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
- 四 建物、機械設備等の移転工程表
- 五 移転計画図（縮尺500分の1又は1,000分の1）
- 六 移転工法（計画）案検討概要書（様式第13号の2）
- 七 移転工法（計画）各案の比較表（様式第13号の3）

2 前項の検討にあたり照応建物の推定建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。なお、調査職員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図面を作成し、積算するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表（様式第10号の1、第10号の2）
- 二 面積比較表（様式第10号の4）
- 三 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第10号の3）

(補償額の比較)

第113条 前条の移転工法案を作成したときは、国交省基準の運用方針第16第1項(4)第4号又は土地改良要綱の運用方針第15第1項(4)エに定める補償額の比較を行うものとする。

2 第1項の検討に当たり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、調査職員から教示を得るものとする。

第 10 章 再算定業務

（再算定業務）

第 114 条 再算定業務とは、建物等の補償額について再度算定する（再調査して算定する場合を含む。）ことをいう。

（再算定の方法）

第 115 条 建物等の補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の補償額の算定方法により行うものとする。

- 一 補償額の算定項目、算定方法等に係る国交省基準、国交省基準の運用方針又は土地改良要綱、土地改良要綱の運用方針又は調査算定要領等が改正されている場合には、改正後の基準等により算定する。
- 二 再調査の結果が現調査表の内容と異なる場合は、再調査の結果に基づき補償額を算定する。この場合における移転工法は、調査職員の指示による。

第 11 章 補償説明

（補償説明）

第 116 条 補償説明とは、土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償を行う場合において、当該補償の方針、用地交渉の方法、その他当該土地等の取得等に関し協力を得るために必要と認められる事項の説明を行うことをいう。ただし、補償説明には、北海道開発局用地事務取扱規程第15条に定められた土地調書及び物件調書、北海道開発局用地事務取扱細則第37条の2に定められた損失補償協議書並びに同細則第40条に定められた契約書の説明等の各権利者に関する個別事項の説明は含まないものとする。

（概況ヒアリング等）

第 117 条 受注者は、補償説明の実施に先立ち、調査職員から、当該事業の計画概要、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、権利者ごとの補償内容、実情及びその他必要となる事項について説明を受け、概況を把握するものとする。

2 受注者は、現地踏査及び概況ヒアリングを行った後に補償説明の対象となる権利者等に対し、面接等により補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

（説明資料の作成等）

第 118 条 権利者等に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これらの業務が完了したときは、その内容等について調査職員と協議するものとする。

- 一 当該区域全体及び権利者等ごとの処理方針の検討
- 二 権利者等ごとの補償説明に係る事項の整理
- 三 権利者等に対する説明用資料の作成

（権利者等に対する説明）

第 1 1 9 条 権利者等に対する説明は、次の各号により行うものとする。

- 一 権利者等との面接は、2 名以上の者を一組として行うこと。ただし、やむを得ず面接以外の方法による場合は、あらかじめ調査職員にその方法等について確認すること。
 - 二 権利者等と面接等を行うときは、事前に連絡を取り、日時、場所、その他必要な事項について了解を得ておくこと。
- 2 権利者等に対しては、前条において作成した説明用資料を基に補償説明の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

（記録簿の作成）

第 1 2 0 条 受注者は、権利者等と面接等により説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者等の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第 14 号）に記載するものとする。

（説明後の措置）

- 第 1 2 1 条 受注者は、補償説明の現状及び権利者等ごとの経過等を、必要に応じて、調査職員に報告するものとする。
- 2 受注者は、当該権利者等に係る補償説明のすべてについて権利者等の理解が得られたと判断したときは、速やかに、調査職員にその旨を報告するものとする。
- 3 受注者は、権利者等が説明を受け付けない、又は当該事業計画、補償説明若しくはその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、調査職員にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

第 1 2 章 事業認定申請図書等の作成

（事業認定申請図書等の作成）

第 1 2 2 条 事業認定申請図書等の作成とは、次の各号に掲げる図書の作成をいうものとする。

- 一 事業認定申請図書の作成
- 二 裁決申請図書の作成
- 三 明渡裁決申立図書の作成

（事業認定申請図書の作成）

第 1 2 3 条 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下

この章において「法」という。)第16条に規定する事業の認定を受けることを前提として、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類(関係機関への意見照会書類を含む。)並びにこれに関連する参考資料を作成することをいい、次の区分によるものとする。

一 相談用資料作成

起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書(案)を作成するもの

二 申請図書作成

起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴い、相談用資料の更新、補足等を行い事業認定申請図書(案)を作成するもの

(事業計画の説明)

第124条 事業認定申請図書の作成に当たっては、当該事業認定申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について調査職員等から説明を受けるものとする。

(現地踏査)

第125条 事業認定申請図書の作成に当たって行う現地踏査においては、事業認定申請に係る起業地を含む事業地の踏査を行うものとする。

(起業地の範囲の検討)

第126条 起業地の範囲の検討は、事業認定申請区間に係る発注者が貸与する事業計画図を基に、本体事業、附帯事業又は関連事業ごとに行うものとする。

2 前項による事業認定申請の範囲を検討したときは、調査職員と協議するものとする。

(事業認定申請図書の作成方法)

第127条 事業認定申請図書は、法第18条並びに法施行規則(昭和26年建設省令第33号。以下この章において「規則」という。)第2条及び第3条に定めるところに従うほか、調査職員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

(相談用資料の作成方法)

第128条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書(案)の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、以下の事項について作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料をあわせて作成するものとする。

一 事業認定申請書(案)

二 事業計画書

三 関連事業に関する協議書(案)

四 法第4条地の調査及び管理者の意見書(案)

五 法令制限地に係る権限を有する行政機関の意見書(案)

六 免許・許認可等があったことを証明する書面又は行政機関の意見書(案)

七 その他必要な書面等

（相談用資料の添付図面の作成方法）

第 129 条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）の添付図面の作成は、第 127 条の定めるところにより、法第 20 条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、次に掲げるものから必要と認められる図面を作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料の添付図面をあわせて作成するものとする。

- 一 起業地表示図
- 二 法第 4 条地表示図
- 三 関連事業表示図
- 四 法第 4 条地管理者意見照会添付図
- 五 起業地計画図等
- 六 法令制限地表示図
- 七 許認可等土地表示図
- 八 参考資料として必要な図面
- 九 その他必要と認められる図面

（申請図書の作成）

第 130 条 起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴う事業認定申請図書（案）の作成は、調査職員の指示により既存の相談用資料を基に、既存の相談用資料の更新、補足等を行うものとする。

（裁決申請図書の作成）

第 131 条 裁決申請図書の作成とは、法第 40 条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

（裁決申請図書の作成方法）

第 132 条 裁決申請図書の作成は、法第 40 条に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、調査職員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

- 一 裁決申請書（案）
- 二 事業計画書
- 三 法第 40 条第 1 項第 2 号関係書類
- 四 規則第 17 条第 2 号イに定める書面
- 五 規則第 17 条第 3 号に定める書面
- 六 法第 36 条に定める土地調書（案）
- 七 起業地の位置を表示する図面
- 八 起業地及び事業計画を表示する図面
- 九 土地調書に添付する実測平面図

十 その他必要と認められる書面及び図面

（明渡裁決申立図書の作成）

第133条 明渡裁決申立図書の作成とは、法第47条の3に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

（明渡裁決申立図書の作成方法）

第134条 明渡裁決申立図書の作成は、法第47条の3に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、調査職員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

- 一 明渡裁決申立書（案）
- 二 法第47条の3第1項第1号関係書類
- 三 規則第17条の6第1号に定める書面
- 四 規則第17条の6第2号に定める書面
- 五 法第36条に定める物件調書（案）
- 六 物件調書に添付する図面
- 七 その他必要と認められる書面及び図面

第13章 地盤変動影響調査等

第1節 調査

（地盤変動影響調査）

第135条 地盤変動影響調査とは、直轄事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により建物その他の工作物（以下この章において「建物等」という。）に損害等が生ずるおそれがあると認められる場合に、工事の着手に先立ち又は工事の施行中に行う建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）並びに工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物等の状況の調査（以下「事後調査」という。）をいう。

（調査）

第136条 地盤変動影響調査は、地盤変動影響調査算定要領（平成24年3月30日付 国土用第51号土地・建設産業局地価調査課長通知）により行うものとする。

2 前項により難しい場合は、調査職員の指示により必要な調査を行うものとする。

（水準測量）

第137条 地盤変動影響調査算定要領第9条第2項の水準測量は、事前調査及び事後調査時において、既存の基準となる点（公共水準点並びに沈下等の恐れのない堅固な物件）から工事の影響を受けない箇所に任意の点を選点・設置し、その点を基に対象となる建

物等基礎の計測を行い、次の各号に掲げる資料を作成するものとする。なお、既存の基準となる点については検測し使用することとし、任意の点の設置及び建物基礎等の計測にあたっては、往復観測するものとする。

- 一 観測手簿
- 二 計算簿
- 三 点の記
- 四 その他必要と認められる書面及び図面

2 前項により難しい場合は、監督職員の指示により必要な調査を行うものとする。

（費用負担の要否の検討）

第138条 損害等をてん補するために必要な費用負担の要否の検討は、発注者が事前調査及び事後調査の結果を比較検討する等をして、損傷箇所の変化又は損傷の発生が直轄事業に係る工事の施行によるものと認められるものについて、建物等の全部又は一部が損傷し、又は損壊することにより、建物等が通常有する機能を損なっているものであるかの検討を行うものとする。

2 前項の検討結果については、速やかに調査職員に報告するものとする。

第2節 算定

（費用負担額の算定）

第139条 損害等が生じた建物等の費用負担額の算定は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。

2 前項により難しい場合は、調査職員の指示する方法により費用負担額の算定を行うものとする。

第3節 費用負担の説明

（費用負担の説明）

第140条 費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担の有無、費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。

（概況ヒアリング等）

第141条 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、調査職員から、当該事業の計画概要、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、権利者ごとの費用負担の内容等、実情及びその他必要となる事項について説明を受け、概況を把握するものとする。

- 2 受注者は、現地踏査及び概況ヒアリングを行った後に費用負担の説明の対象となる権利者等に対し、面接等により費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

（説明資料の作成等）

第142条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、調査職員の指示により、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について調査職員と協議するものとする。

- 一 説明対象建物等及び権利者ごとの処理方針の検討
- 二 権利者ごとの費用負担の内容等の確認
- 三 権利者に対する説明用資料の作成

（権利者に対する説明）

第143条 権利者に対する説明は、調査職員の指示により、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 権利者との面接は、2名以上の者を一組として行うこと。ただし、やむを得ず面接以外の方法による場合は、あらかじめ調査職員にその方法等について確認すること。
 - 二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所、その他必要な事項について了解を得ておくこと。
- 2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に費用負担の内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

（記録簿の作成）

第144条 受注者は、権利者と面接等により説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第14号）に記載するものとする。

（説明後の措置）

- 第145条 受注者は、費用負担の説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、調査職員に報告するものとする。
- 2 受注者は、当該権利者に係る費用負担の内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、調査職員にその旨を報告するものとする。
- 3 受注者は、権利者が説明を受け付けない又は費用負担の内容等若しくはその他事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、調査職員にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

第14章 写真台帳の作成

(写真台帳の作成)

第146条 受注者は、第5章、第6章、第8章、第9章及び第13章に定める調査等と併せて、次の各号に定めるところにより、写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

- 一 第5章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、調査区域の概況が容易にわかるものとする。
 - 二 第5章及び第6章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は建物の全景及び建物の主要な構造部分並びに建物が存在する周囲の状況並びに建物以外の土地に定着する主要な工作物が容易にわかるものとする。
 - 三 第6章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、動産の種類、形状、収容状況等が容易にわかるものとする。
 - 四 第6章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、営業商品の陳列状況、生産の稼動状況、原材料及び生産品等が容易にわかるものとする。
 - 五 第8章及び第9章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、調査職員の指示により前各号に準じて行うものとする。
 - 六 第13章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。
- 2 写真台帳には、写真を撮影した付近の建物配置図等の写しを添付し、建物等の番号を付記するとともに、撮影の位置及び方向並びに写真番号を記入するものとする。
- 3 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の氏名を記載するものとする。

第15章 物件調書の作成

(物件調書の作成)

第147条 受注者は、第3章、第5章及び第6章に定める業務の成果物により、物件調書（北海道開発局用地事務取扱細則（昭和55年6月4日北開局用第18号）様式第30号）を作成するものとする。

用地調査等共通仕様書様式等

年 月 日

殿

住所
氏名

貸 与 品 等 引 渡 通 知 書

下記のとおり貸与品等を引渡します。

業 務 名			契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単位	数 量	備 考

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

年 月 日

殿

受注者 住 所
氏 名
主任担当者

貸 与 品 等 受 領 書

下記のとおり貸与品等を受領しました。

業 務 名				契約年月日		年 月 日	
品 目	規 格	単位	数 量			備 考	
			前回まで	今 回	累 計		
						月 日から 月 日まで の今回受領分	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

年 月 日

殿

受注者 住 所
氏 名
主任担当者

貸 与 品 等 精 算 書

下記のとおり貸与品等を精算します。

業 務 名					契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量			備 考
			支 給 数 量	使 用 数 量	残数量	
主任監督員 証 明 欄	上記精算について調査したところ事実と相違ない ことを証明する。 年 月 日（官職氏名）				物 品 管 理 簿 登 記	
					年 月 日	

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

年 月 日

殿

受注者 住 所
氏 名
主任担当者

貸 与 品 等 返 納 書

下記のとおり貸与品等の使用残を返納します。

業 務 名			契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単位	数 量	備 考

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

年 月 日

殿

受注者 住 所
氏 名
主任担当者

障 害 物 伐 除 報 告 書

年 月 日契約の ため、障害物を伐除したの
で用地調査等業務共通仕様書第 19 条第 2 項の規定に基づき、別紙調査表を添えて報告しま
す。

- (注) 1 別紙調査表は、立竹木調査表等に準じて作成するものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

土地の登記記録調査表（一覧）

[illegible]

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判横とする。

土 地 調 査 表										整理 番号				
不 動 産 登 記 簿					分 割 の 部	用 地		登記記録調査	調 査 年 月 日		調 査 者			
表 題 部			権 利 部			符 号	地 積	法人登記簿又は 商業登記簿調査						
所 在 地	都 府 県 郡 市 区							戸 籍 簿 等 調 査						
	町 村 大字 字							現 況 調 査						
地 番		地 目					残 地		課 税 評 価 格					
地 積						符 号	地 積							
所 有 者								所有権以外の権利又は仮登記の調査						
備考						現 況 調 査	地 目	地 積						
戸登業 籍記登 簿簿記 等又簿 法は調 人商査				その他土地等の評価に必要な資料の調査										

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判横とする。

建物 の 登記 記録 調査 表 (一 覧)

[illegible]

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判横とする。

建物の登記記録調査表

調査年月日		調査者		整理番号	
表 題 部（主たる建物の表示、附属建物の表示）					
所 在				家屋番号	
種 類		構 造		床 面 積	
登記原因及びその日付					
所有者					
権 利 部 甲 区 欄（所 有 権）					
登 記 名 義 人	氏 名、名 称			共有持分	
	住所、所在地				
	氏 名、名 称			共有持分	
	住所、所在地				
権 利 部 乙 区 欄（所有権以外の権利）					
登 記 名 義 人	氏 名、名 称				
	住所、所在地				
	権 利 の 種 類		権 利 の 内 容		
	権 利 の 始 期		存 続 期 間		
	氏 名、名 称				
	住所、所在地				
	権 利 の 種 類		権 利 の 内 容		
	権 利 の 始 期		存 続 期 間		
仮登記の内容					

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

権 利 者 調 査 表 （ 土 地 ）

調査年月日				調査者				整理番号				
権 利 者 が 法 人 以 外	登記名義人の氏名							生 年 月 日 死亡年月日				
	登記名義人の住所											
	相 続 関 係							相続系統図		別 紙		
	相続人の氏名		生 年 月 日 死亡年月日		被相続人 との続柄		相続人の住所					
	権 利 者 が 法 人	法定代理人等		氏 名								
住 所												
財産管理人		氏 名										
		住 所										
法人の名称												
主たる事務所の所在地												
法人の代表者		氏 名										
		住 所										
破産管財人等		氏 名										
		住 所										

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

権 利 者 調 査 表 （ 建 物 ）

調査年月日				調査者			整理番号			
権 利 者 が 法 人 以 外	登記名義人の氏名					生年月日 死亡年月日				
	登記名義人の住所									
	相 続 関 係					相続系統図	別 紙			
	相続人の氏名		生年月日 死亡年月日	被相続人 との続柄	相続人の住所					
	法 定 代 理 人 等	氏 名								
			住 所							
財 産 管理人		氏 名								
			住 所							
権 利 者 が 法 人	法 人 の 名 称									
	主たる事務所の所在地									
	法人の 代表者	氏 名								
			住 所							
	破産管 財人等	氏 名								
			住 所							

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

計画概要表（検討資料）

整理番号		検討月日		検討者			
所在地				用途地域		建ぺい率	
土地所有者				容積率		その他	
建物所有者				家族人員		占有者	
建物の構造概要		一階面積	二階面積	三階面積	延べ面積	主たる用途	
(1)		，	，	，	，		
(2)		，	，	，	，		
(3)		，	，	，	，		
(4)		，	，	，	，		
計		，	，	，	，		
敷地面積(A)	，	事業用地率 (B)／(A)	，		特記事項		
事業用地 面積(B)	，	残地建築 可能面積	，				
残地又は建築 可能面積(C)	，	建築可能 延べ面積	，				
営 業 の 実 態							
業 種		基 本 額	収 益	円			
従 業 員 数			給 料	円			
一 か 月 の			固定経費	円			
売 上			計	円			
検討結果							

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

計 画 概 要 表

所在地				敷地面積等の確認	・ m ² 1. 残地実測図 2. 図上求積 3. その他 〔 〕	特 記 事 項	
建物所有者						用途に係る機能の)	
土地所有者							
道路関係係	計画道路等						
	敷地に接面する道路	郡 ・ 区 ・ 私 ・ m					
		4 2 条 2 項 年 月 日 道路 (第 号) 道路後退距離 m					
建築基準法関係係	都市計画	区域内・区域外・市街化区域・市街化調整区域			構造に係る基礎の)		
	区域・地区	第一種住専・第二種住専・住居・近隣商業・準工業・工業					
		工業専用・特別用途地区 () 無指定					
		高度地区 () 種・美観地区・風致地区第 () 種					
	防火指定	防火・準防火・無指定			設備に係るもの		
	22条・23条指定地域	防火しなければならない範囲					
	建ぺい率	() % 敷地に二以上の地域・地区のある場合 () %					
	角地適用	有 ・ 無 (条件)					
	容積率	() % 敷地に二以上の地域・地区のある場合 () %			その他		
	絶対高	有 ・ 無 () m					
	建築協定	有 ・ 無 ()					
	壁面後退	有 ・ 無 ()					
	斜線						
北側斜線 隣地斜線 道路斜線 (図示)							

注 計画道路等は、用地買収によって新設道路又は河川敷等をいう。
用紙の大きさは、日本産業規格A列4判横とする。

計 画 概 要 比 較 表

項 目		A 案	B 案	C 案
敷地面積 m ² (・)	建ぺい率 (%)	・ %	・ %	・ %
	容積率 (%)	・ %	・ %	・ %
	建物（計画）延べ面積	・ m ²	・ m ²	・ m ²
	面積増減率	・ m ² (・ %)	・ m ² (・ %)	・ m ² (・ %)
建築基準法その他法令上の問題点				
平面計画上の メリット及びデメリット メリット＝(M) デメリット＝(D)		(M)		
		(D)		
総 合 判 断				
判 定				

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判横とする。

様式第 1 0 号の 4

面 積 比 較 表

建物 No.	現 状 建 物			A 案			B 案			C 案			備 考
	階	室 名	面 積	階	面 積	増 減	階	面 積	増 減	階	面 積	増 減	
	1 階 床 面 積												
2 階 床 面 積													
3 階 床 面 積													
4 階 床 面 積													
建 物 延 べ 面 積													
面 積 増 減 率			①										

居 住 者 調 査 表

(自家・家主)				調査者		調 査 年月日		整 理 番 号	
建 物 所 在 地	都 府 県	郡 市	区	町 村	大字	字	番地		
建物所有者住所	都 府 県	郡 市	区	町 村	大字	字	番地		
建 物 所 有 者 氏 名 又 は 名 称	法人を代表する者の の 氏 名 及 び 住 所				電話 番号	局 番 (呼)			
土地の所有者 住 所 ・ 氏 名									
建物取得年月日 不明の時 は 推 定	年 月 日	建物の 取得方法		居 住 年 月 日 不明の時 は 推 定	年 月 日				
建 物 の 居 住 者									
続 柄	氏 名	生 年 月 日			所 在 地		職 業		
世 帯 主		年 月 日							
		年 月 日							
		年 月 日							
建物に借家・借間人が居住している場合									
貸家の別 貸間	貸 主	借家 借間	人氏名	家 賃	貸家 貸間	面積	権利金 敷 金	契 約 年月日	契約書 の有無
				円		m ²	円		有・無
戸籍簿等の調査									
使 用 状 況					住居面積				
摘 要									
配偶者居住権に関する調査結果									
配偶者居住権の 有 無	有・無	存続 期間	終身・	年	権利の 始 期				
上 記 認 定 理 由									
配偶者居住権者の の 氏 名				配 偶 者 居 住 権 者 の 住 所					

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

注 2 調査を行った項目についてのみ記載する。ただし、「配偶者居住権の有無」「上記認定理由」は、必ず調査結果を記載する。

居 住 者 調 査 表

(借家・借間)				調査者		調 査 年月日		整 理 番 号	
住 所	都 府 県	郡 市	区	町 大字 字 番地					
氏 名 又 は 名 称					電話 番号	局 番 (呼)			
続 柄	氏 名	生 年 月 日		職 業	勤務先所在地				
世帯主又は 法定代理人 を 表す者			年 月 日						
			年 月 日						
			年 月 日						
			年 月 日						
			年 月 日						
			年 月 日						
			年 月 日						
			年 月 日						
			年 月 日						
家主氏名			家 賃	月	円	権 利 金 敷 金	円		
借 家 面 積			借間面積	m ²		住居面積	m ²		
借家・借間 契約年月日	年 月 日	契 約 期 間	年		契 約 借 入 の 契 約 借 入 等 契 約 借 入 等 契 約 借 入 等				
使用 状 況	入居日 年 月 日	入居 期間	年						
備 考	家賃差について、特記すべき事情がある場合は、当該欄に記載する。								

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

消 費 税 等 調 査 表

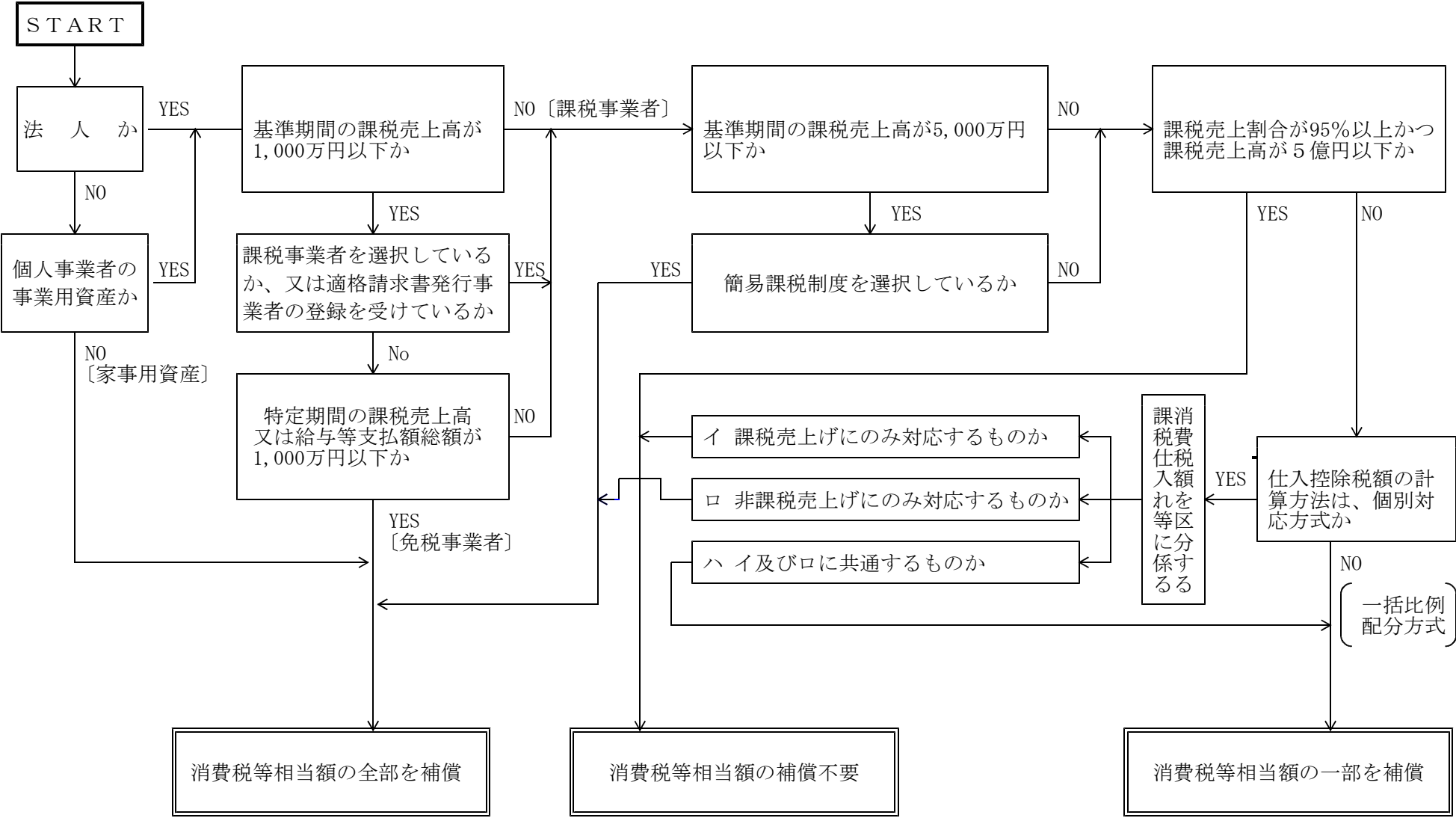
(1 / 2)		調査者		年月日	
都道 府県		郡 市	区	町 村	大字
調査対象者	住 所	都道 府県	郡 市	町 村	大字
	氏 名 又 は 法人・代表者名				
調 査 対 象 物 件 名 ・ 用 途			調 査 対 象 物 件 の 資 産 の 区 分		
			☐ 事業用資産 ☐ 家事共用資産		
基準期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
前年(個人)又は 前事業年度	年 月 日 ～ 年 月 日				
調 査 ・ 収 集 し た 資 料	☐ 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 ☐ 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 ☐ 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」 ☐ 消費税簡易課税制度選択届出書 ☐ 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 ☐ 消費税課税事業者選択届出書 ☐ 消費税課税事業者選択不適用届出書 ☐ 消費税課税事業者届出書 ☐ 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 ☐ 法人設立届出書 ☐ 個人事業の開廃業等届出書 ☐ 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 ☐ 消費税課税事業者届出書(特定期間用) ☐ 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等) ☐ 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 ☐ 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 ☐ 適格請求書発行事業者登録に係る通知書 ☐ 適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書 ☐ その他の資料				

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

2 本調査表には、消費税等相当額補償の要否判定フロー(標準)を添付すること。

本 則 課 税 事 業 者 関 係	資 料	前年（個人）又は前事業年度の 「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」		☐ 有（下記へ） ☐ 無	
		「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認書類」の有無及び承認割合について ※本資料は補償対象物件が共用（課税・非課税資産である場合のみ収集する。		☐ 有（個別対応方式の共用資産へ） ☐ 無（下記へ）	
	補 償 用 課税売上割合	① 課税資産の譲渡等の対価の額（税抜き） _____ 円 ② 資産の譲渡等の対価の額（税抜き） _____ 円 ③ 土地買収代金額等 （区分地上権、地役権設定代金を含む） _____ 円			
		補償用課税売上割合の算出 ① / (② + ③)			
		① _____ 円 ② _____ 円 + ③ _____ 円 = _____ %			
	補償用課税売上割合の率	補 償 用 課 税 売 上 割 合 率	☐ 95%以上である ☐ 95%未満である（下記へ）		
	補償用課税売上割合の率	補 償 用 課 税 売 上 高 の 額	☐ 5億円超えである（下記へ） ☐ 5億円以下である		
	採 用 方 式	前年又は前事業年度の 「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」	☐ 一括比例配分方式を採用している （一括比例配分方式へ） ☐ 個別対応方式を採用している （個別対応方式へ）		
	個別対応方式	補償対象物件	☐ イ 課税売上げにのみ対応するもの ☐ ロ 非課税売上げにのみ対応するもの ☐ イ及びロに共通するもの（下記へ）		
	個別対応方式 の 共 用 資 産	一 部 補 償	消費税等相当額 × (1 - 補償用課税売上割合又は共用資産の承認割合) 円 × (1 - 0. _____) = _____		
一括比例配分 方 式	消費税等相当額 × (1 - 補償用課税売上割合) 円 × (1 - 0. _____) = _____				

消費税等相当額補償の要否判定フロー（標準）



(注) ① 消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。
② 上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。
③ 消費税等相当額の要否判定経路を朱書き等で記入するものとする。

様式第 1 3 号の 1

企 業 概 要 書

所 在 地					組 織 図		
名 称 及 び 代 表 者 名							
業 種							
製 造、加 工 販 売 等 品 目							
原材料、製品 及び商品 種 類							
主 な 仕 入 先 販 売 先					製 品 等 の 製 造 工 程 流 れ 図		
移 転 工 法 検 討 上 留 意 す べ き 事 項							
敷 地 面 積 (A)	・ m ²	事業用地積 面 (B)	・ m ²	(B) / (A)			%
用途地域等の	用途地域	建ぺい率	容積率	その他			
公法上の規制							
特 記 事 項							

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判横とする。

移転工法（計画）案検討概要書

項 目	A 案	B 案	C 案
移転計画の概要 (建物、機械設備等の移転方法及び移転期間)			
移転計画の特長 (メリット)			
移 転 計 画 の 問 題 点 (デメリット)			
移転費用概算額			
総 合 判 断			

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。
- 2 項目については、調査した内容に応じて、適宜、追加削除すること。

移転工法（計画）各案の比較表

項 目	A 案	B 案	C 案
移転対象建物の 範囲及び移転の 方法 （補償建物の棟 数面積、概算 額、その他）			
主たる工作物（ 機械設備等）の 移転範囲及び方 法 （機種名、概算 額、その他）			
敷地内の動線 （駐車場、緑地、 原料、製品等の 置場面積）の確 保状況			
営業補償等に係 るもの （休業する部門 補償概算額、そ の他）			

（注） 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

2 項目については、調査した内容に応じて、適宜、追加削除すること。

補 償 説 明 記 録 簿

説 明 場 所				
説明年月日		年 月 日	時 間	自 至
出席者	説明者			
	相手方			
説明内容及び質疑				
特記事項				
主任監督員		監 督 員	主任担当者	担 当 者

年 月 日

殿

受注者 住所
氏名

担 当 技 術 者 通 知 書

業務の名称

年 月 日付けで契約締結した上記業務の担当技術者を下記の者に定めましたので、
別紙担当技術者経歴書を添えて通知します。

記

担当技術者氏名	担当する補償業務の名称	備 考

(注)用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

担 当 技 術 者 経 歴 書

1 氏名及び生年月日

1 現住所

1 最終学歴 年 月 日 卒業

1 法令による免許等 年 月 日 取得
〔以下列記〕

1 職 歴 年 月 日
〔以下列記〕

1 賞 罰

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

本人

(注)職歴については、担当した業務経歴を記入する。